

# USS 東北特殊車両コーナー規程

## 第 1 条(参加規則)

原則として USS オークション規則に準ずる。ただし出品条件等において別途規則をもって行うものとする。

## 第 2 条(出品条件)

1.原則として USS オートオークション出品・落札規程に準ずるものとする。ただし下記の基準に適合したものでなければならないが、USS 東北が出品を認めた車両についてはこの限りではない。

①運輸支局または軽自動車検査協会による車検証が交付されているもの。

②市町村登録における廃車申告証明書が交付されているもの。

③登録制度のない車両、及び構内作業等により登録書類の発生がないが、車台ナンバー、シリアルナンバー等の打刻およびその位置が明確なもの。

④機械等はメーカーの製造番号の位置が容易かつ明確に確認がとれるもの。

⑤完全な所有権の移転が可能なもの。

⑥その他 USS オートオークション出品・落札規定に定める条件を充足する車両

2.前項の条件を満たしている場合であっても、USS 東北が会場保全等の理由から出品を拒むことができるものとする。またその際に発生する陸送費等については USS 東北は一切負担しないものとする。

## 第 3 条(搬入・搬出)

1.搬入受付については、オークション開催日前日の午後 5 時までとする。

2.前条 1 項 2 号以降に該当する落札車両等に関しては USS による入金確認後の搬出とする。

3.落札車両について USS 東北が定める期限内に搬出が行われなかった場合、落札店は別途定める搬出遅延ペナルティを USS 東北に支払うものとする。

## 第 4 条(書類譲渡)

譲渡書類の取扱については、原則として USS 書類規程に準ずる。ただし、第 2 条 1 項 2 号または 3 号に該当する車両等について、出品店は USS が指定した証明書を USS に提出するものとする。この場合の提出期限および書類遅延ペナルティについても、書類規程に定めるところによる。

## 第 5 条(代金決済)

USS は、オートオークション規程に定めるところに従い、出品店に対して落札代金を支払う。ただし第 2 条 1 項の 2 号または 3 号に限り、出品店に対する成約車両代金等の支払いは、落札店より USS へ落札車両代金等の支払いが完了した翌営業日に行うものとする。

## 第 6 条(検査規程)

出品車両の検査については、原則として USS 検査規程に準ずる。ただし、評価点は全て X 点とする。

## 第 7 条(クレーム規程)

1 クレームの処理については、原則として USS クレーム規程に準ずる。ただし、代金減額請求ができるものは、エンジン等主要箇所およびセールスポイント等の記載箇所のみとし、内外装の損傷(色違い等含む)および車載工具等の不足については、認めないものとする。

2 下記の項目については、重大クレームより除外するものとする。

①災害者(雹害車含む)

②修復歴車

③スポット溶接部品交換

④車歴の相違

3 前項いずれの場合でも、代金減額請求および契約解除が相当であると USS が認めた場合にはこの限りではない。

## 第 8 条(免責)

会場への搬入後の車両の保管については屋外での保管とする。なお天候等により生じた車両等の故障および損害について、USS は一切の責任を負わないものとする。